

介護保険料が変わります

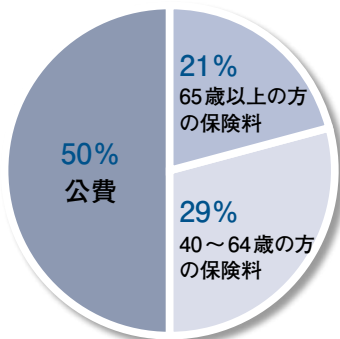


介護保険では、事業の円滑な実施を図るため介護保険事業計画を定め、3年に一度見直しを行っています。

この介護保険事業計画の見直しに伴い、平成24年度から26年度までの介護保険料(65歳以上の方)の改定を行います。

長寿課 ☎66♦1176

介護保険の財源の内訳



の表のとおり改定を行います。これ、第1号被保険者の保険料は下の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の第2号被保険者に区分され、第1号被保険者の保険料は下で賄われています。

介護保険料を納める人は、65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の第2号被保険者に区分され、第1号被保険者の保険料は下で賄われています。

介護保険料の仕組み

介護保険制度は、皆さんの保険料と公費で運営されています。介護にかかる費用(自己負担分を除く)の半分は皆さんの保険料、残りの半分は国や県、市からの公費で賄われています。

介護保険制度とは

高齢化の急速な進展に伴い、高齢者の介護問題は、社会にとって最大の不安要素の一つとなっています。そこで、家族に依存するのではなく、社会全体で介護を支える仕組みとして平成12年に介護保険制度が創設されました。

年間介護保険料額

改定前			改定後		
区分	所得要件	保険料	区分	所得要件	保険料
第1段階	生活保護受給者など	24,516円	第1段階	生活保護受給者など	26,832円
第2段階	非課税世帯 市民税 収入80万円以下	24,516円	第2段階	収入80万円以下	26,832円
			第3段階	課税世帯 市民税本人非課税 収入80万円超	第3段階
第4段階	収入120万円超	40,248円			
第4段階	課税世帯 市民税 収入80万円以下	44,128円	第5段階	収入80万円以下	48,297円
第5段階	収入80万円超	49,032円	第6段階	収入80万円超	53,664円
第6段階	所得125万円未満	58,838円	第7段階	所得125万円未満	64,396円
第7段階	所得200万円未満	61,290円	第8段階	所得190万円未満	67,080円
第8段階	所得500万円未満	73,548円	第9段階	所得500万円未満	80,496円
第9段階	所得500万円以上	78,451円	第10段階	所得500万円以上	85,862円

(備考) 1 収入とは、課税年金収入額と合計所得金額の合算額をいう。
2 所得とは、合計所得金額をいう。

今回の主な改正点

- 65歳以上の方の介護サービス費用に対する負担割合が引き上げられました。(20%から21%へ)
- 所得段階設定について、負担能力に応じた細かな対応をするため、9段階から10段階に設定しました。
- 「市民税非課税世帯」の所得区分を2段階から3段階に細分
- 「市民税本人課税」階層の所得区分のうち、基準所得金額200万円を190万円に変更